

平成18年度随時監査（施設管理業務）（都市計画総局，交通局，教育委員会事務局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)契約に関する事務について		
<p>ア 件の付け方</p> <p>エレベーターの維持管理を受託している外郭団体は、点検請負業者9社と契約を行っているが、その業務名が全て同一であり、識別出来ない状態にある事例が見受けられた。</p> <p>適切な事務処理を行うよう指導すべきである。</p> <p>（都市計画総局住宅部住宅管理課）</p>	<p>平成19年度契約から件名に「その1」～「その9」を加えた。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 変更契約の内容</p> <p>エレベーターの維持管理を受託している外郭団体は、点検請負業者との変更契約に際し、誤った施設名で契約している事例が見受けられた。</p> <p>適切な事務処理を行うよう指導すべきである。</p> <p>（都市計画総局住宅部住宅管理課）</p>	<p>今後は、このようなことのないように再発防止に努め、適切な執行を行う。</p> <p>契約事務担当者に強く改善を指示するとともに、平成19年3月30日に開催した保全課調整係会議においても再度全員に注意を促した。</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ 変更指示の方法</p> <p>局と外郭団体とのエレベーターの維持管理に関する委託契約に際し、メーカーから月1回技術者を派遣することとなっていたものを、遠隔点検装置が設置されている場合は2箇月に1回とする変更指示を、書面をもって行っていない事例が見受けられた。</p> <p>適切な事務処理を行うべきである。</p> <p>（教育委員会事務局総務部学校整備課）</p>	<p>18年度については、委託業者と遠隔点検を行う学校について協議を行い、書面での指示を行った。</p> <p>今後は、適切な事務処理を行う。</p> <p>また、上記事項について、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>
(2)仕様に関する事務について		
<p>ア 仕様書の統一</p> <p>エレベーターの維持管理を受託している外郭団体は、点検請負業者5社と契約を行っているうち、1社との業務仕様書が、他の4社と、作業員の選任、精密点検、取替部品の範囲、報告書の提出等、違っている事例が見受けられた。</p> <p>統一された適切な仕様書を作成するよう指導すべきである。</p> <p>（交通局施設管理課）</p>	<p>平成19年度昇降機委託業務の仕様書で、統一するよう措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3)履行に関する事務について		
<p>ア 点検の結果</p> <p>エレベーターの維持管理を受託している外郭団体は、精密点検について、点検請負業者と契約のうえ履行させていたが、その点検結果報告書を受取っていない事例が見受けられた。</p> <p>適切な履行確認を行うよう指導すべきである。</p> <p>(交通局施設管理課)</p>	<p>点検結果報告書を未受理分は、委託業者より受け取った。</p> <p>平成19年度昇降機委託業務の仕様書に、精密点検後提出するよう記載し、適切な履行確認をするよう措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>